

答 申

諮問第57号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった「公函に係る別紙文書の原本又は控えと当文書を綴じたファイル」（以下「本件公文書」という。）について行った非開示決定を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成20年12月10日付けで本件公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、保存期間の経過により廃棄したことを理由に非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年12月25日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成21年2月10日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消す、との決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述において主張した公文書開示に関する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 古くから里道として使われていた道が、いつの間にか個人の名義になっており、なぜそのようなことになったのか和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）において調べた結果、平成13年3月23日付けで和歌山県海草振興局長から公図訂正の申出がされ、当該申出に基づき公図訂正が行われたことが判明した。この経緯を確認するため海草振興局建設部管理課（以下「管理課」という。）へ行くと、担当者が当該公図訂正に係る文書を見せてくれた。法務局で見た文書と同内容であった。当該文書のコピーを求めたが、コピーについては拒否され、開示請求をするよう言われた。

後日、県庁情報公開コーナーで、上記公図訂正に係る文書について開示請求することとし、公文書名がわからなかったため、情報公開コーナーの職員と相談した上で、開示請求書に、法務局で撮影していた文書の写しを別紙として添付し、請求対象公文書を「公図に係る別紙文書の原本又は控えと当文書を綴じたファイル」と記載して開示請求した。

(2) 管理課で見た文書の中に、本件開示請求に係る請求書（以下「本件請求書」という。）に別紙として添付した文書のうち、「理由書」があったかどうかについては記憶が定かでないが、個人の氏名が朱書きで書き入れられた「公図訂正後のカラーの図面」（以下「カラー図面」という。）と同じものがあったことは間違いない。

(3) 実際に公文書を見たから開示請求をしたにもかかわらず、「保存期間の経過による廃棄のため」という理由による非開示決定がなされた。これは、和歌山県にとって都合の悪い証拠の隠滅である。

(4) 開示請求したのは、海草振興局建設部用地課（以下「用地課」という。）の文書ではなく、管理課で見た文書である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処

分理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書は、法務局に和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正の申出を行うため、平成12年度に実施機関（担当は用地課）が社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に委託して作成した地図訂正申出書の副本及び委託費関連の文書であると判断した。当該文書は、協会への委託費支出の根拠として支出票に添付され、用地課で保管されていたが、保存期間（5年）の経過とともに廃棄されていたため、本件処分を行ったものである。

なお、法務局への公図訂正の申出に関する公文書は、法務局が公図の訂正を認め、訂正後の地図を備え付けることにより、目的が達せられることから、保存期間の延長の必要はない。

- 2 本件請求書に別紙として添付された文書は、公図訂正の申出業務を担当する用地課が法務局に提出した文書等の写しであり、異議申立人が管理課で見た文書ではないとの認識である。
- 3 異議申立人が「見た」と主張する公文書は、管理課が保有し、異議申立人が平成21年1月13日に開示請求した平成13年1月18日付け海建第7110号の地図訂正の同意に係る一件文書（以下「海建第7110号文書」という。）であると判断している。
- 4 海建第7110号文書には、本件請求書に添付されている「地図訂正前の土地所在図」と同内容の図面が存在するが、本件請求書添付の図面には記載がある日付が、海建第7110号文書の図面には記載されていないため、異議申立人が求める図面とは別のものであると判断した。
- 5 公図訂正申出書及びその添付書類は、海草振興局での起案・決裁後、提出用の施行文書にのみ、知事印や海草振興局長印を押印して法務局に提出されるものである。本件請求書に写しが添付され、異議申立人が管理課で見た書類の中に間違いなくあったと主張するカラー図面には、海草振興局長の印影があることから、海

草振興局長から法務局へ提出されたものを法務局の登記官がコピーし、その上に朱書きでメモしたものであると推測できるので、海建第7110号文書にカラー図面が添付されていることは考えられない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 開示請求対象公文書の特定について

異議申立人は、管理課で自分が見た文書を開示請求した旨主張し、実施機関は、本件公文書は法務局に提出された公図訂正の申出に関する文書であり、用地課で保管されていたが、保存期間経過により廃棄されていたため、本件処分を行った旨主張している。

そこで、当審査会は、本件開示請求に係る対象公文書の特定の適否について審査する。

- (1) 異議申立人は、管理課において実見した公文書が、実施機関から法務局に提出された公図訂正に関する文書の原本であるとの認識から、その旨を情報公開コーナー職員に伝えた上で、自らが法務局で撮影した文書の写しを添付して、本件開示請求を行っている。

この請求に対し、実施機関は、本件請求書に添付された書類から、本件公文書を形式的に判断し、本件公文書は、異議申立人が管理課で実見した公文書ではなく、用地課で作成した公図訂正申出一件書類であるとし、当該文書は保存期間が経過し廃棄されたことにより、非開示決定を行ったものである。

- (2) 実施機関が保有する情報を知りたい者にとって、自分の知りたい事柄に関する情報が、実施機関においてどのような形で記録されているかを知ることは容易でない。

このため、条例第36条において、実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることがで

きるよう、公文書の特定に資する情報の提供等に努めるものとする旨規定されている。

異議申立人は、情報公開コーナーにおける本件開示請求時に、管理課で実見した文書の開示を求める旨を明確に示していることから、実施機関は、本条の規定に基づき、対象公文書を特定し、公文書名を異議申立人に教示すべきであった。

また、実施機関から提出された理由説明書の中で、異議申立人が目にしたという文書の原本は、管理課で保有している海建第7110号文書である旨の記載があり、異議申立人が求めていたものが用地課の文書ではなく、管理課が保有している文書であることを、少なくとも請求時から一定の期間が経過した時点で認識していたと推測されることから、たとえ請求後といえども、異議申立人の請求の趣旨を理解する努力をし、開示請求書の補正を求める等の対応をすべきであったと考える。

異議申立人と実施機関とは、本件に係る公図訂正業務全般について認識の違いが認められるが、公文書開示制度とは別の問題であり、公図訂正業務に関する主張の相違にかかわらず、実施機関は、少なくとも異議申立人の求める文書が海建第7110号文書であると認めた時点で、条例第7条に基づき、改めて決定をすべきであった。

- (3) 本件公文書を、本件請求書に添付された書類から形式的に判断すれば、実施機関が主張するように、用地課が作成した公図訂正申出に係る一件文書であると解釈することもできる。

しかしながら、異議申立人は、「管理課で見た文書にはこういうものがあつたはずである。」との記憶から、法務局で得た公図訂正に係る書類の写しを添付したのである。

このことから、実施機関は、対象公文書を特定するにあたって、形式的に判断するのではなく、異議申立人が如何なる公文書を必要としているか等、異議申立人の意思を慎重に確認すべきであったと考える。

- (4) さらに、本件請求書に添付されている、「地図訂正前の土地所在図」と同内容の図面が海建第7110号文書に存在するにもかかわらず、日付の記載の有無のみから、本件公文書ではないと判断したことについても、情報公開制度の目的に沿った公文書の特定であるとは言えず、対象公文書をより広くとらえた形で特定を行うべきであった。
- (5) 本件請求書の添付書類及び異議申立人の記憶に基づく主張と海建第7110号文書の内容には相違も認められるが、上記より、本件開示請求の対象が海建第7110号文書であると見ることが相当である。
- (6) なお、本件請求書に写しが添付され、異議申立人が管理課で見た文書の中に間違いなくあったと主張するカラー図面については、実施機関が主張する事務処理の流れから推測すると、海建第7110号文書に綴じられていないという実施機関の主張に不合理な点は認められないと判断することが妥当である。
- (7) 情報公開制度の基本理念は、県民の「知る権利」を尊重することに併せ、行政の「説明する責務」が全うされるようにすることで、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的としている。
- この趣旨に鑑み、実施機関は、開示請求者の知りたい情報の内容を確認するとともに、可能な限り保有する公文書の内容について説明を行い、開示請求の趣旨を十分汲み取った上で、公文書の特定をし、開示、非開示の判断を行うべきである。本件の場合、実施機関はそれを怠ったと言わざるを得ない。

2 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成21年2月26日	○諮問（実施機関）
平成21年3月16日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成21年3月27日	○異議申立人からの意見書を受理
平成21年4月22日	○審議
平成21年5月12日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成21年6月2日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成21年7月17日	○審議
平成21年8月18日	○審議